

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事業計画を，土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので，土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお，当事業計画のうち，都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は平成21年4月19日までに意見書を提出することができます。

平成21年3月16日

京都市長 門川大作

- 1 縦覧期間 平成21年3月23日から同年4月5日まで
- 2 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区西ノ京星池町37番地の1
京都市建設局都市整備部整備推進課

(建設局都市整備部整備推進課)